

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会就業体験プログラム実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する就業体験プログラムに関する基本的な事項を定めるものとする。

(就業体験プログラムの目的)

第2条 就業体験プログラムは、就職活動前の大学生等に本会業務の就業体験機会を提供することにより、本会業務・取組や雰囲気に対する理解の促進及び本会への就職意欲の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 就業体験プログラムの対象者は、大学、大学院、短期大学、専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

(募集の方法及び受入手続)

第4条 就業体験プログラムの募集にかかる広報は本会ホームページ等により行う。就業体験プログラムへの参加を希望する学生は、別途定める方法により申し込みを行うものとする。

2 事務局長は申込者に対し、就業体験プログラムの実施期間等を調整のうえ、受入の可否を通知するものとする。

(費用等)

第5条 本会は、本会にて就業体験プログラムを行う学生（以下「学生等」という。）に対し、報酬・賃金、移動にかかる交通費、食費その他就業体験プログラムに伴う経費の負担を行わない。

(実施時期)

第6条 就業体験プログラムの実施期間は、事務局にて別途定めるものとする。

(服務及び守秘義務等)

第7条 学生等は、就業体験プログラム実施中は所定のプログラムに従事し、就業体験プログラムの目的達成のために主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 学生等は、就業体験プログラムの参加にあたり、本会職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、本会職員の指導・指示に従わなければならない。

3 学生等は、就業体験プログラムで知り得た情報（公開されているものを除く）を漏らしてはならない。就業体験プログラムの終了後においても同様とする。

4 学生等は、病気等のため予定されていたプログラムに参加ができない場合には、速やかに本会に連絡しなければならない。

(誓約書の提出)

第8条 学生等は、就業体験プログラムに参加する際には、所定の誓約書を事前に本会に提出しなければならない。

(就業体験プログラムの中止)

第9条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就業体験プログラムのプログラムを即時中止することができる。

- (1) 学生等が第7条に規定する服務義務に従わないなどで継続することが困難と認められるとき
- (2) 就業体験プログラムの受入れを継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき
- (3) 就業体験プログラムの目的を達成することが困難と認められるとき

2 事務局長は前項の規定により、就業体験プログラムを中止する場合はその旨を学生等に通知するものとする。

(事故責任等)

第10条 学生等は、就業体験プログラム実施中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、就業体験プログラム実施中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

2 学生等は、故意または過失をもって第7条に規定する服務義務に反する行為により本会又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(証明書等の発行)

第11条 事務局長は、大学等の代表者から就業体験プログラムの実施内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、就業体験プログラムに関する必要な事項は、事務局長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。